

平成17年10月25日  
内閣府犯罪被害者等施策推進室

## 第9回犯罪被害者等基本計画検討会 における検討課題について

### 内閣府回答

## 重点課題に係る具体的施策

### 第2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

#### 2. 安全の確保(基本法第15条関係)

#### (4) 被害直後の保護及び再被害の危険回避のための施設に関する検討及び施策の実施

- ・ 加害者が逮捕されるまでの危険回避について、民間シェルターも考慮に入れてほしい。【犯罪被害者団体等】 【内閣府・警察庁・法務省・厚生労働省】

#### [内閣府回答]

社会保障・福祉制度全体の中における犯罪被害者等に対する経済的支援制度のあるべき姿やその財源を検討する「検討のための会」(骨子第13条関係(4)に規定するもの)において、御指摘の点を踏まえて検討してまいりたい。